

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営の健全性を確保するために、コーポレート・ガバナンスを充実させ、意思決定のスピードアップと経営の効率化を進める一方、リスク管理体制の構築とコンプライアンスの徹底を図っております。また、経営の透明性を通じ株主及び顧客からの信頼に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
三菱電機株式会社	173,600	27.52
Black Clover Limited	37,400	5.93
北弘電社従業員持株会	24,190	3.83
株式会社北洋銀行	14,500	2.29
株式会社北海道銀行	12,000	1.90
株式会社月寒製作所	9,900	1.56
明治安田生命保険相互会社	9,000	1.42
株式会社菱弘電設	8,000	1.26
能美防災株式会社	7,160	1.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(退職給付信託口・株式会社弘電社口)	7,000	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

札幌 既存市場

決算期

3月

業種	建設業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
宮木一郎	他の会社の出身者													
廣部眞行	弁護士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
宮木一郎		三菱電機株式会社 北海道支社 支社長	社外取締役 宮木一郎氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の北海道支社長を務めており、同社で培われた幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を有しており、特に企業経営、経営戦略等の経営戦略等の経営全般に関する経験・知見を引き続き活かしていただけると期待しているため、社外取締役として適任と考えております。
廣部眞行		廣部・八木法律事務所 弁護士	社外取締役 廣部眞行氏は、弁護士としての豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、他社での社外取締役の経験をお持ちであり、これらを当社の経営監督機能の強化及び経営の透明性の向上に活かしていただけると考えております。また、同氏が選任された場合は報酬委員として当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与していただく予定であります。 なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に關与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を遂行できるものと判断しております。 当社と同氏の間には、人的関係、資本関係及び重要な取引関係その他の利害関係はないものと判断しており、独立性を有するものと考え、社外取締役としております。また、独立役員として届け出ております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会		0	0	0	0	0	0	なし
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	1	1	1	1	0	社内取締役

補足説明

当社の報酬委員会は、社内取締役1名、社外取締役1名、社外監査役1名の3名で構成されております。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、内部監査規程を定め、社長直轄の監査部に1名を配置しております。会社の業務活動の適正性の確認のため、内部諸規程等の整合性について内部監査を行う体制としており、監査結果については、業務を統括する社長及び経営会議へ報告されます。監査役は取締役会その他重要な会議に出席し、取締役会の意思決定状況や取締役の業務執行状況を監査・監視しております。また、監査の効率性と有効性を高めるべく、会計監査人及び監査部と連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
樋口博之	他の会社の出身者													
桶谷 治	弁護士													
長谷政記	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
樋口博之		常勤監査役	社外監査役 樋口博之氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社で総務部長を務めた後、その子会社である三菱電機インフォメーションシステムズ株式会社並びに三菱電機ロジスティクス株式会社の取締役を務めており、企業経営者としての幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、社外監査役としております。
桶谷 治		桶谷法律事務所 弁護士 独立役員	社外監査役 桶谷 治氏は、弁護士として豊富な経験と幅広い見識を有するとともに、企業法務に精通しており、また、自ら、現在所員13名の法律事務所の代表者として、平成3年以降、長年にわたりその経営に従事してきたことから、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しており、また、これらの見識と経験を当社の監査に活かしていただきたく、社外監査役として選任しております。また、独立役員として届け出ております。

長谷政記	三菱電機株式会社 関係会社部 経営企画担当部長	社外監査役 長谷政記氏は、当社のその他の関係会社である三菱電機株式会社の関係会社部経営企画担当部長を務めており、同社で培われた幅広い知見に加え、豊富な経験・実績を当社の監査体制に活かしていただけると判断し、社外監査役としております。
------	----------------------------	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

取締役の業績連動報酬は、会社業績(税引後利益等)並びに各取締役の業績への貢献度を勘案し、基本報酬の15%を目安に決定し、通常の業績連動報酬で反映しきれない顕著な業績があった場合は更に基本報酬の10%以内を限度に加算できることとしております。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

事業報告においては、取締役、監査役別に支給人員、報酬等の総額を開示しております。有価証券報告書においては、社内取締役、社外役員区分の報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数を開示しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取締役	54	54	-	6
(うち社外取締役)	(3)	(3)	(-)	(2)
監査役	10	10	-	3
	(10)	(10)	(-)	(3)

(注) 1. 当事業年度末現在の人数は、取締役6名(社外取締役2名含む)、監査役3名(社外監査役3名含む)であります。
2. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員はおりませんので記載を省略しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の事務局である経営企画部が、速やかに情報を伝達するとともに、必要であると認められる場合は、事前に社外監査役に対し取締役会資料を配布しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
脇田 智明	相談役	長年に亘り当社の経営に携わってきた経験・知見を活かし、相談要請に応じて助言を行っております。尚、現在経営に携わっておりません。	【勤務形態】常勤 【報酬】有	2022/6/29	定めなし

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(取締役会)

当社の取締役会は、5名(常勤取締役3名及び社外取締役2名)により構成されております。取締役会は、法令及び定款に定められた事項並びに重要な事項を決議し原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

(監査役会)

当社は、監査役制度を採用しており、監査役3名(社外監査役3名(うち常勤監査役1名))で構成されております。また、法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。監査役会は、随時開催するとともに監査役会で作成した監査基本方針、監査基本計画書に基づき、取締役会のほか、必要に応じ会議・委員会へ出席し、取締役会の職務の執行状況を監査・監視するとともに、適時各場所にて業務執行の適法性及び財産の状況を調査しております。

(経営会議)

当社の経営会議は、常勤取締役及び執行役員で構成され、必要に応じ監査役の出席があります。原則として毎月1回開催し、必要がある場合は随時開催します。執行機能のうち会社経営及び業務の重要事項に関する方針、計画、戦略を討議し決定するとともに、重要事項のうち職務権限基準に定める取締役会に付議すべき事項については取締役会に報告され取締役会で決定されます。

(会計監査人)

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。令和元年度において、監査業務を実施した公認会計士は、業務執行社員林達郎氏、柴本岳志氏の2名であり、この他に補助者は、公認会計士5名、その他11名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役の任期は1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の確立と、取締役の経営責任を明確にしています。また、社外チェックという観点からは社外監査役による監査を実施しており、経営監視機能の面で十分に機能する体制が整備されております。

なお、当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つと捉えており、コンプライアンス規程のもと社長を委員長とするコンプライアンス委員会

を設け、コンプライアンス体制を構築しております。半期ごとにコンプライアンス委員会で承認を得た活動計画は取締役会に報告され全社展開として取組んでおり、定例的な活動状況やコンプライアンスに関する事項をコンプライアンス委員会で審議、報告する仕組みとなっております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様へ株主総会の議案の内容等について理解を深めて頂くため、招集通知の法定期日(2週間前)よりも早く発送しております。(2022年度は17日前)

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的ではありませんが、札幌証券取引所主催の合同会社説明会に参加しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	主に決算短信などの決算情報を掲載しております。 https://www.kitakoudensha.co.jp	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	会社の企業理念、行動規範により会社の方針を明確にし、「労働安全衛生方針」、「品質方針」、「環境方針」を定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」及び管理統括室に「コンプライアンス部」を設置し、コンプライアンス推進体制の確立を図っております。また、e-ラーニング教育の実施、遵法チェックシートによる各支社・各部門への指導展開、アダプト制度への参加による地域貢献活動(会社周辺及び近隣公園のゴミ拾い)の実施など、具体的な実践活動を進め、信頼確保を重視した企業活動を推進しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当会社の業務の適正を確保するための内部統制システムに関する基本的な考え方を次のとおり定めております。

- 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 当社の基本方針である「企業理念」、「行動規範」のもと、取締役及び使用人が法令・定款及び社会倫理を遵守するため、「コンプライアンス規程」により、運営管理強化を行う。
 - 「コンプライアンス規程」に則って設置した「コンプライアンス委員会」において、コンプライアンス上の重要な問題等を審議し、コンプライアンス体制の維持・向上を図り、啓蒙教育を実施する。
 - 当社は、内部通報規程を制定し、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者が不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」等に基づき、定められた期間、保存及び管理を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - リスク管理体制の基礎として、「リスク管理規程」を定め、様々な損失の危険に対して、リスク毎に担当部門を決定し、規程に従ったリスク管理体制を構築している。
 - 受注検討会を経て受注候補となった「大型案件」及び「特殊案件」に関しては、執行役員以上が出席する経営会議にて受注活動の有無を検討し、活動対象とした場合には、更に取締役会にて受注可否の判断を行う。受注後は、案件毎に全社的なプロジェクトを設置し、リスクの適正な管理及び業務の円滑な運営を図るため「大型案件等の管理に関する管理規程」を定め、規程に従ったリスク管理体制を構築している。
 - 不測の事態が発生した場合には、取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会を原則毎月1回定時に開催するほか、必要に応じ適宜臨時に開催するものとし、取締役は、業務の執行状況を定期的又は必要に応じて適宜報告する。
- (2) 取締役会は、経営の最高意思決定機関として、法令、定款に定める事項及びその他業務執行に重要な事項を決議し、また、取締役及び執行役員業務の執行状況を監督する。
- (3) 取締役の決定に基づく業務執行については、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定める。

5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
親会社及び子会社から成る企業集団がありませんので、該当事項はありません。

6. 監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役職務を補助すべき使用人を置ませんが、監査役が要請を行った場合には、内部監査部門所属の使用人に、監査業務に必要な事項を命令することができることとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役より監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。
- (2) 当該使用人は当社の就業規則に従うが、当該使用人の指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動・処遇(人事評価を含む)等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監査役に対し報告を行うものとする。
- (2) 当社は、監査役への報告を行った通報者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないように保護規定を設け適切に運用する。

9. その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、必要に応じて会計監査人から会計監査の内容、内部監査部門から業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換など連携を図るものとする。
また、監査役は当社経営陣と意見交換を実施することが出来るものとする。
- (2) 監査役は、必要に応じ、弁護士等の外部専門家に助言等を求めることができ、その費用は会社が負担するものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力排除に向けた体制として、コンプライアンス規程及び「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定め、それを基に総務部を事務局とする推進体制を構築し、反社会的勢力からの接触及び不当要求に対して迅速に対応出来る体制を整備して反社会的勢力との絶縁を実践しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

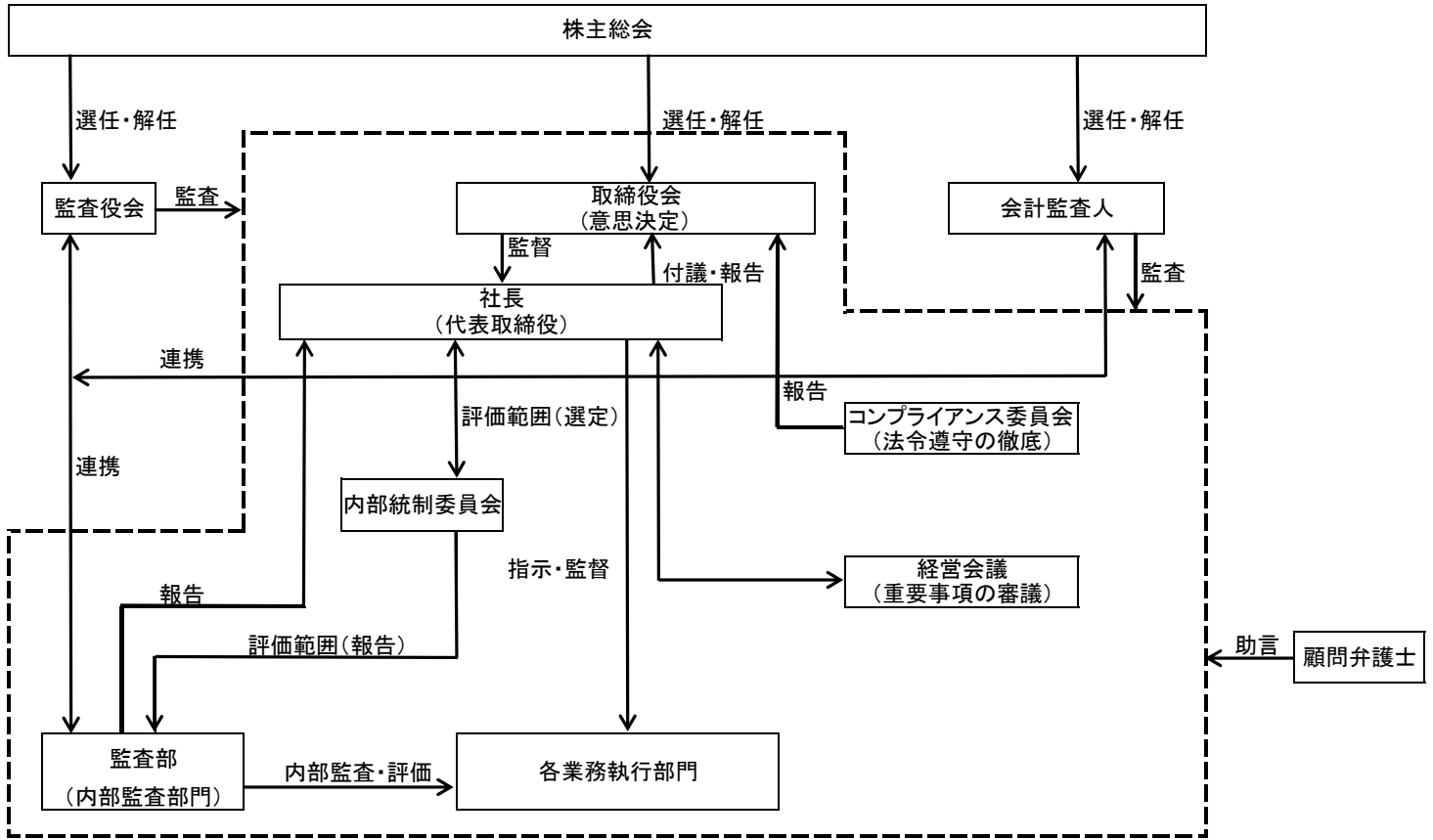
なし

該当項目に関する補足説明

買収防止対策は導入しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

コーポレート・ガバナンス体制図



・会社情報の適時開示に至る社内体制図

